

「保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ」に関する主な意見

参考1

推進意見

【保険内外サービスの柔軟な組合せ】

利用者の利便性、ヘルパーの生産性の両方が向上する(日本在宅介護協会)

訪問介護では掃除・洗濯・買い物代行・IoT機器による見守りなど、通所介護では買い物支援・外来診療支援などに、ニーズが想定される(在宅協、日本デイサービス協会)

同時一体提供については、保険内外の区切り方が問題。一定時間保険内サービスを提供したとみなすルールを導入や生活援助サービスでは頭割りの導入などかどうか(委員)

【価格の柔軟化】

「指名料(パーソナルスタッフ制度)」「時間指定料」は、介護職員の能力向上と事業者の質的向上のインセンティブとなり、熟練した介護職員の賃金向上や定着率向上も期待できる(在宅協)

保険と同等のサービスを自己負担で提供する際に、不合理な差額を生じないようにする規制は、撤廃するか基準を明確にすべき(デイサ協)

検討にあたっての留意点

介護保険サービスと保険外サービスの組合せ提供についてのルールの概要は下記のとおりであり、不明朗な形で料金が徴収されるおそれや、事実上保険外負担をしないとサービスが受けられなくなるおそれ、保険給付の範囲を越えたサービスが保険請求されるおそれがあることなどを踏まえ、利用者保護等の観点から求めている(厚労省)

- Ⅰ 保険サービスと保険外サービスが明確に区分されていること
- Ⅰ 利用者等に、保険外サービスの提供に当たって、あらかじめサービスの内容等を説明し、同意を得ていること など

以下のような点に留意しつつ、保険外サービスとの併用に係るルールの在り方について検討する(厚労省。武蔵野市も留意点について同旨)

- Ⅰ 利用者の負担が不当に拡大するおそれはないか
- Ⅰ トラブルが生じた際の救済をどうするか
- Ⅰ 介護保険制度の理念たる自立支援・重度化防止を阻害するおそれがないか
- Ⅰ 給付費の増加に繋がるおそれがないか
- Ⅰ ルールを緩和した場合にかかる追加の行政コストがメリットに見合うか など

ルールとマナーを構築する公民連携の視点、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターのケアプランの範囲、地域ケア会議等の支援範囲に置くことが重要(和光市)